

医療費の事について、相談が多いので

●自立支援医療（更生医療）とは

身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる18歳以上の方で、障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

平成18年4月1日から、身体障害者福祉法に基づく「更生医療」は、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療（更生医療）」に変更になりました。

「自立支援医療（更生医療）」の医療費は、原則1割負担（医療保険の高額療養費の自己負担限度額が上限）です。

所得の低い方や、継続して高額な医療費の負担が生じる方には、更に低い上限負担額が設定されています。

※この制度によって、ICD植込み手術の負担が軽減されます。

●重度心身障害者医療費助成制度とは（通称 マル福）

障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市で助成する制度です。

対象となる方

身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
療育手帳マルA、A、Bの交付を受けている方
後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方

助成対象になる医療費

医療機関において入院・通院をした際に支払う医療保険の一部負担金の額です。医療費・薬剤費・治療用器具の一部負担金などが該当します。

自己負担額については、各市町村によって異なりますので、福祉課などに問い合わせてください。

※この制度によって病院通いや投薬の負担が軽減されます。

よく混同する間違い

自立支援医療（更生医療）⇔重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者等医療費受給者証⇔被保険者証

植込み前の助成は自立支援医療⇔植込み後の助成は心身障害者医療

改正され変更になる場合があります。

年金の事について、相談が多いので

ICD を装着した場合、公的年金の障害等級では、一般的に 3 級に該当しす。

※ただし症状によってはもっと上位の等級とされる場合もあります。

=====

1 例ですが、このような方が 2 級に認定されたことがあります。医師の診断書や意見書、年金機構の医師が最終判断を致します。

閉塞性肥大型心筋症

- 動悸、息切れ、呼吸困難の自覚症状あり
- 心室頻拍連続発生あり
- 胸部 X 線所見 心胸郭係数 54%
- 心臓カテーテル検査で、Ao-LV 圧較差 50mmHg
- 「健常者と同じ速さでは息苦しくて歩けない」
- 「ふとんの上げ下げもできない」

=====

3 級であれば障害厚生年金のみが支給され、2 級以上と認められれば、障害厚生年金と障害基礎年金（国民年金）が支給されることとなります。

※障害認定日（病気が確認された時）に国民年金なら 3 級では支給されない

障害年金の場合、原則として本人の所得制限はありませんので、年収がいくら高くても年金の受給要件をすべて満たせば受給することが可能となります。

ただし、例外として 障害認定日が 20 歳未満の場合(20 歳前に障害になった場合)、20 歳に達した時から申請して障害基礎年金がもらえますが、この場合のみ本人の所得に対し制限があります。

年金の級は障害等級と別で、ICD 装着者は一般的に障害年金級は 3 級である。

20 歳未満の子供が ICD 装着した場合 20 歳になったら請求できるが、その場合、障害基礎年金（国民年金）になりますので、障害年金級が 3 級では支給されない。

よく混同する間違い

厚生年金⇔国民年金

障害厚生年金⇔障害基礎年金

身体障害者の級⇔障害年金の級

改正され変更になる場合があります。